

政令 第二百二十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十六号」を「第六十号」に改め、第七十一号を削り、第七十二号を第七十一号とし、第七十三号を第七十二号とし、第七十四号を削り、第七十五号を第七十三号とし、第七十六号から第八十一号までを二号ずつ繰り上げ、第八十二号を削り、第八十三号を第八十号とし、第八十四号から第八十七号までを三号ずつ繰り上げ、第八十八号を削り、第八十九号を第八十五号とし、第九十号を削り、第九十一号を第八十六号とし、第九十二号から第一百十二号までを五号ずつ繰り上げ、第一百十三号を削り、第一百十四号を第八十八号とし、第一百十五号から第一百二十九号までを六号ずつ繰り上げ、第一百三十号を削り、第一百三十一号を第二十四号とし、第一百三十二号を第二十五号とし、第一百三十三号を削り、第一百三十四号を第二十六号とし、第一百三十五号から第六十六号までを八号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

百五十九 原子力災害影響調査等交付金

百六十 農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十三年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。
- 3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。